

「庁内分権宣言」 “トップダウン”と“ボトムアップ”の組み合わせが課題です**地**

地方分権という言葉は、もうすっかりお馴染みのキーワードです。地方分権とは、国が直轄でやっていた仕事や上意下達で地方にやらせていた仕事を、地方(現場)の主体性に任せてやっていこうという考え方に基づいて、国と地方(都道府県・市町村)との関係を変えていこうということです。「三位一体の改革」と言われるものも地方分権の一環ですが、補助金や交付金を減らすというかたちで地方自治体に自己責任だけを押しつけて、税源を確保する権限を譲り渡そうとはしない改革のあり方に、多くの自治体から疑問が投げかけられています。

庁

内分権とは、**三浦市役所の「経営管理部門」(政策経営室と行政管理部)と、実際に市民サービスを提供している事業部門(三浦市では「原局(げんきょく)」と呼んでいます)との関係を、地方分権と同じような考え方で変えていこうというものです。**ただし、今議論が進められている「三位一体の改革」のように、自己責任を求めるだけではなく、必要な権限も渡すことを前提としています。

「この仕事はうちの仕事じゃない」「この仕事の責任は誰が持つのか決めてくれ」というような職員、とりわけ管理職の言葉を耳にすることは決してなく、自ら権限と責任を買って出る管理職が政策の執行を主導する分権型、事業部門中心の庁内体制をつくりまします。(行政革命戦略 5つの宣言のうち「庁内分権宣言」より)

庁

内分権を進めるときに注意しなければならないのは、経営判断における**トップダウンとボトムアップのバランス**の取り方です。何でもかんでも、原局に委ねてボトムアップ中心にしてしまえば、三浦市全体としての政策の一貫性が崩れかねません。これでは市民の混乱を招いてしまいます。庁内分権を進めるためには、ある意味で、**これまで以上に強いトップダウンの政策意思を貫徹させるしくみが必要**です。また、ボトムアップについても、原局の各部や各課がバラバラの意思表示をするだけでは、まとまるものもまとまりません。こうした問題を克服するために行ったのが今年6月の庁議設置運営規程の改正です(第3号を参照してください)。来年度は、**原局がよりまとまった意思をもって、事業の執行にあたることのできるボトムアップのしくみ**の導入を予定しています。

平

成16年度の予算編成では「**分権編成方式**」を採用しました。これは、まずトップダウンの意思として、各部が使える予算総額と、特に優先すべき政策方針を示したうえで、ボトムアップの意思として、各部が事業の優先順位を判断し、予算編成を行うという方式です。また、平成16年度に向けた市役所の組織改革では、三浦市の政策の柱である「一体感のある都市」「もてなしの心をもつ都市」「住み心地のよい都市」のそれぞれについて、**執行責任者を明確にした部門経営体制をとることによってボトムアップ体制を確立する**ことを予定しています。市民の皆さんに最も近い立場でサービスを提供する原局がこうした体制を整えることによって、今まで以上に迅速できめ細かいサービスを提供できるようになるものと考えています。